

令和8年度浜松市子育て短期支援事業（ショートステイ） 募集要項

1 業務概要

(1) 業務名 浜松市子育て短期支援事業（ショートステイ）

(2) 業務場所 浜松市内

(3) 業務内容

浜松市に居住し、次に掲げる事由に該当する家庭の児童又は母子のうち市長が認めた者を対象に、実施施設において一時的に養育・保護を行なう。また、児童の自力通学が困難な場合は、実施施設において学校や放課後児童健全育成事業の実施場所等へ送迎を行なう。

ア 児童の保護者の疾病

イ 育児疲れ、慢性疾患児の看病疲れ、育児不安などの身体上又は精神上の事由

ウ 出産、看護、事故、災害、失踪など家庭養育上の事由

エ 冠婚葬祭、転勤、出張や学校等の公的行事への参加など社会的な事由

オ 経済的問題等により緊急一時的に母子保護を必要とする場合

カ その他、市長が必要であると認める場合

(4) 実施期間 令和8年4月1日～令和9年3月31日

2 実施するために必要な資格

一時的に養育・保護を必要とする児童に対し適切な処遇が確保できる施設（病院、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所、ファミリーホーム、助産所等）を運営している者で、次に掲げる要件を満たす者であること。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者

(2) 次のいずれかに該当していること

ア 令和7・8年度の競争入札参加資格の認定を受けている者かつ、浜松市物品購入等に係る入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止期間でないこと

イ 引き続き1年以上業務を営んでおり、入札参加資格審査申請に準じた書類を登録意向申出書の提出期限までに提出した者。なお、入札参加資格審査申請に準じた書類については、事前に子育て支援課へ確認すること。

(3) 業務委託契約等において、業務に必要とする条件を満たしていること

(4) 適切な事業運営が確保できると認められる者

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと

(6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）
第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員等（同条第 6 号に規定する暴力団
員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。以下
同じ。）及び暴力団員等と密接な関係を有する者並びにこれらの者のいずれかが役員等
(無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準じるべき者、支配人及
び清算人をいう。) となっている法人その他の団体に該当しない者であること